

事業者からの温室効果ガスの算定・届出・公表制度の検討状況

○ 制度のスキームに関する検討状況

(1) 対象ガス

基本的には京都議定書に定められた6ガスを対象にする予定。ただし、対象事業者による排出の実態によって、対象とならなくなるガスもあり得る。

(2) 改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律

(3) 対象となる事業者の範囲

報告をする事業者の範囲を決める据きり基準をガス毎に設定する予定。工場・事業場、オフィスビルの他、移動体からの排出も念頭において対象を検討。

(注) 据きり基準については、省エネルギー法等他の制度も参考にする。

(4) 算定・届出の単位

一事業所において、一定量以上温室効果ガスを排出する場合には、ガス種ごとにその算定を行う。算定した排出量その他必要な情報を、事業者が事業所ごとに届出することを検討。

(注) 省エネルギー法では事業所ごとに定期報告書の提出を義務づけるスキームを採用。

このスキームとの整合を図ることを検討。

(5) 届出先

(4) の届出事項の届出先としては環境大臣を予定。

また、地方公共団体の条例による先行制度との整合についても検討が必要。

(注) 省エネルギー法による報告のスキームとの整合を図る上では、業所管大臣に届け出ることも検討。

(6) 公表

都道府県別、業種別、企業別等に集計した結果を国が公表することを検討。

(7) 企業秘密の取り扱い

企業秘密の保護のための規定を設けることを検討。

事業者からの温室効果ガス排出量算定・届出・公表制度の基本スキーム(案)

公表

国

通知

企業秘密
の認定

B知事

A知事

A県

B県

届出

届出

届出

提出者：代表取締役・工場の長

各事業所(施設)において算定

ただし、移動体については企業単位で算定

各事業所(施設)において算定

ただし、移動体については企業単位で算定

届け出られるデータのイメージサンプル（事業所別）

二酸化炭素（エネルギー起源CO₂）
記入シート

記号	活動の区分	活動種類	単位/排出係数(B)	CO ₂ 排出量 (A)×(B)
		原料・製品等の種類		
1.1 燃料の使用		原料炭	kgCO ₂ /MJ	0.0867
		一般炭（国内炭）	kgCO ₂ /MJ	0.0913
		一般炭（輸入炭）	kgCO ₂ /MJ	0.0906
		無煙炭等	kgCO ₂ /MJ	0.0906
		コークス	kgCO ₂ /MJ	0.108
		練炭、豆炭	kgCO ₂ /MJ	0.0906
		原油	kgCO ₂ /MJ	0.0684
		天然ガス液(NGL)	kgCO ₂ /MJ	0.0684
		ガソリン	kgCO ₂ /MJ	0.0671
		ナフサ	kgCO ₂ /MJ	0.0666
		ジェット燃料油	kgCO ₂ /MJ	0.0671
		灯油	kgCO ₂ /MJ	0.0679
		軽油	kgCO ₂ /MJ	0.0687
		A重油	kgCO ₂ /MJ	0.0693
		B重油	kgCO ₂ /MJ	0.0705
		C重油	kgCO ₂ /MJ	0.0716
		潤滑油	kgCO ₂ /MJ	0.0705
		石油コークス	kgCO ₂ /MJ	0.0930
		液化石油ガス(LPG)	kgCO ₂ /MJ	0.0598
		液化天然ガス(LNG)	kgCO ₂ /MJ	0.0494
		天然ガス	kgCO ₂ /MJ	0.0494
		コークス炉ガス	kgCO ₂ /MJ	0.0403
		高炉ガス	kgCO ₂ /MJ	0.258
		転炉ガス	kgCO ₂ /MJ	0.182
		製油所ガス	kgCO ₂ /MJ	0.0519
		都市ガス	kgCO ₂ /MJ	0.0513
		その他石油製品	kgCO ₂ /MJ	0.0762
1.2 電気事業者から供給された電気の使用	一般電気事業者		kgCO ₂ /kWh	0.378
	その他の電気事業者		kgCO ₂ /kWh	0.602
1.3 関供給事業者から供給された熱の使用			kgCO ₂ /MJ	0.067
				CO ₂ 合計

※排出活動の種類や排出係数は検討中であり、あくまでイメージである。

点線で囲った欄が、省エネルギー法で提出が定められた定期報告書に加え、追加的に記入が必要な部分。

別添資料目次

- 地球温暖化対策推進大綱の評価見直しに関する中間とりまとめ
(抜粋) ······ P 1
- 諸外国における算定・報告・公表制度 ······ P 3
 - EU ······ P 3
 - 英国 ······ P 10
 - カナダ ······ P 12
 - 米国 ······ P 15
- 地方公共団体における計画策定・排出量公表制度 ······ P 19

地球温暖化対策推進大綱の評価見直しに関する中間取りまとめ（抜粋）

事業者からの温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

（企業・公共部門を通じた共通ルールの有用性）

- エネルギー供給部門、産業部門、業務その他部門、運輸部門、家庭部門等を通じて、2001年度の我が国の二酸化炭素排出量のうち約8割を企業・公共部門関連が占める。この8割の一部である公共部門については、地球温暖化対策推進法により、自らの事務事業からの温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画を定めるとともに、自らの事務事業からの温室効果ガスの排出量を公表すべきこととされている。

一方、公共部門以外の事業者からの温室効果ガスの排出量については、これを算定・公表すべきこととする制度はない。現在、経団連は「環境報告書の3年倍増」を提言し、温室効果ガスの排出量の公表も会員企業に奨励、推進しており、こうした情報開示の取組は望ましいことである。しかし、環境省の調査によれば、二酸化炭素排出量を公表している事業者の割合は平成14年度において約2割にとどまっている。

- エネルギー起源二酸化炭素全体の排出が目標を達成するためには、その排出の大きな部分を占める事業者が、産業部門、業務その他部門、運輸部門等を通じて、主体的に排出削減に取り組むことが必要である。また、各事業者が排出削減対策をとる上で、まず自らが直接・間接に排出する温室効果ガス排出量を把握することは、PDCAサイクル確立の基盤として不可欠である。
- したがって、企業、公共部門を通じて共通のルールを定め、温室効果ガスの排出量を算定し、さらに、行政機関が一覧性をもって各事業所、あるいは各企業、公的主体からの排出量を公表することにより、個々の事業者に削減対策の促進へのインセンティブが与えられることとなる。

（算定・報告・公表の制度設計の留意点）

- 地球温暖化対策を適切に推進するためには、産業の実情や事業者の負担軽減に配慮しつつ、一定規模以上の事業者からの温室効果ガス排出量について、事業者が算定し、行政機関に報告するとともに、行政機関が一覧性をもってこれを公表する制度の導入が極めて効果的である。その際、対象となる温室

効果ガスとしては、二酸化炭素に限らず、その他のガスについても可能なものは対象とすることが適切である。

- また、運輸部門について物流事業者を対象とする場合には、物流事業者と荷主の間での排出量の整理についても検討すべきである。なお、既に公表されている公共部門に属する主体からの排出量についても、併せて、一覧性をもって公表することが適切である。
- 温室効果ガスの算定・報告については、政府部内及び国と地方公共団体の間で、制度の重複を避け、かつ不足する部分を補うよう、類似制度の調整を検討することが必要である。例えば、事業者は省エネ法に基づいて「エネルギー管理指定工場」に対して年間のエネルギー消費量の報告を義務付けられている。
- この制度における公表については、全国展開する企業にとっては、生産設備状況によって事業所間の生産調整を行うことが通常であり、個別の事業所ごとの排出量の公表まで求める必要はないとの意見もあったが、削減対策は個別事業所ごとに行われるため、個別事業所に削減対策の促進へのインセンティブが与えられる必要があり、事業所ごとに排出量を公表すべきとの考え方もあった。
- 公表制度においては、企業秘密の保護は特に同業他社との関係で必要となるが、既にPRTR法や行政情報公開法により、その例はあり、制度設計に当たっては、これらと同様に法的に保護されるべき企業秘密は当然に保護される仕組みとすることが適切である。
- 情報の公開は、21世紀を生き抜く企業の基本をなす行動である。CSRの観点からオープン・フェア・オネストは時代のキーワードであり、こうした取組により企業と社会・消費者・市民との相互信頼の関係を構築されることが期待される。